

要望等記録一覧表（平成30年7月分）

No. 46	【要望者区分】	団体・法人	【要望者氏名(名称)】	あすか野防犯防災会 あすか野自治会
【件名】	案内表示板設置について			
【要望等の概要】	あすか野自治会及びあすか野防犯防災会として、あすか野地区の災害時避難場所であるあすか野小学校への案内表示板の設置を要望する。			
【対応方針等の概要】	現地調査の上、残予算で対応予定ですとお伝えしました。			
【担当部署】	防災安全課			

No. 47	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	片山誠也 生駒市議会議員
【件名】	自治会長について			
【要望等の概要】	自治会からの要望の調整や、まつりの出席について連絡したいので、自治会長を教えてください。			
【対応方針等の概要】	真弓1丁目～4丁目、真弓南、北大和1丁目～5丁目、上町台、上町自治会長の名前・住所・連絡先をお伝えしました。			
【担当部署】	市民活動推進課			

No. 48	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	白本和久 生駒市議会議員
【件名】	西日本豪雨被害状況について			
【要望等の概要】	農地被害が多数出ているようだが、今後のスケジュールを教えてください。			
【対応方針等の概要】	市の職員と地元農家区長等で現地の被害状況を確認し、取りまとめますとお伝えしました。			
【担当部署】	農林課			

No. 49	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	中浦新悟 生駒市議会議員
【件名】	西日本豪雨被害状況について			
【要望等の概要】	南田原町で農地被害が多数出ているようだが、復旧支援の方策はあるか。			
【対応方針等の概要】	材料支給、市による支援又は国庫補助による支援となりますが、被害状況と耕作者の復旧方法によって支援方法が異なるため、現在、市域全域の被害状況を現地確認し、取りまとめている状況であることをお伝えしました。			
【担当部署】	農林課			

要望等記録一覧表（平成30年7月分）

No. 50	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	樋口清士 生駒市議会議員
【件名】	西日本豪雨被害状況について			
【要望等の概要】 南田原町で農地被害が多数出ているようだが、支援方法を教えてほしい。 市単独の支援については、耕作者の意見を反映した形での支援はできないか。				
【対応方針等の概要】 市の支援としては、材料支給や国の補助対象とならない箇所について、上限を定め復旧金額の約半額を支援します。 材料支給については、要綱の範囲内で、できる限り耕作者の意見に沿うように検討します。国庫補助に該当するかについては、要件に合致していれば申請が可能です。 上記のように回答しました。				
【担当部署】	農林課			

No. 51	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	地番図の変更について			
【要望等の概要】 【平成30年度No. 26の継続案件】 土地の所有者から依頼を受けた要望者から、戦後の航空写真、公図等を示され、本市の地番図上の位置がおかしいので変更してほしいと要望された件。				
【対応方針等の概要】 平成30年5月28日の面談後、経緯等を調べている間に要望者から総務課、人事課、秘書企画課にも電話があり、回答の要求がありました。 平成30年6月6日 地番図の保存年数も過ぎており、どのような経緯で指摘された位置関係になっているかが不明であるため、6月6日午前に要望者に対し、地積測量図等の資料がないと地番図を変更することはできない旨の回答を繰り返し伝えましたが一方的に電話を切られました。同日午後に要望者は何の連絡もなく秘書企画課に来られたため、課税課職員で話を伺い、一旦帰っていただきました。 平成30年7月3日 土地家屋調査士や不動産鑑定士、弁護士など各専門家の意見を伺い、弁護士相談の結果を踏まえ、要望に応じられない旨の電話回答をしましたが、相手から一方的に電話を切られたため、今後の対応としては要望者からの連絡を待つこととします。				
【担当部署】	課税課			

No. 52	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	地籍調査立会時の対応について			
【要望等の概要】 過去に行った地籍調査の再立会で、筆界について隣接土地所有者と不調に終わったのは、測量会社が境界標設置をいい加減にしたためと主張。				
【対応方針等の概要】 再立会が不調に終わったのは、隣接土地所有者と筆界に関する主張が合わなかったからで、測量会社が間違っていたわけではありません。また、調査は終了しているため対応することはできないとお伝えしました。				
【担当部署】	事業計画課			

要望等記録一覧表（平成30年7月分）

No. 53	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	伊木まり子 生駒市議会議員
【件名】	道路反射鏡の設置基準等の相談、信号設置要望の件について			
【要望等の概要】	<p>生駒市東旭ヶ丘地内にあるマンションの駐車場から出車する際、道路の見通しが悪いため自治会から道路反射鏡及び信号の設置について要望があり、以下の内容について確認したい。</p> <p>①道路反射鏡の設置基準に該当しないが道路反射鏡を設置する方法はあるか。</p> <p>②道路反射鏡設置基準の中の「市長が必要と認める場所」とはどのような場所を指すのか。</p> <p>③当該マンション前の横断歩道に信号を設置してほしい。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>①市道に個人の出入りのための道路反射鏡を設置しようとした場合、占用許可はおりないため、当該マンションの負担で敷地内に道路反射鏡を設置してもらうしか方法はありません。</p> <p>②例えば隅切りが3m以上ある交差点でも、急こう配になっておりアクセルを踏み込まないといけない交差点で道路反射鏡が必要と考えられる場所等のことを指します。</p> <p>③信号の設置要望については、生駒警察署交通課に相談してください。</p> <p>上記のように回答し、了解をいただきました。</p>			
【担当部署】	土木課			

No. 54	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	私設管について			
【要望等の概要】	<p>5年ほど前から自宅の敷地内に自分は使用していない私設管があるが、畑にするために掘ると水道を傷つけるため市に移動してほしい旨伝えている。また、当該私設管を利用している住民にも移動するように伝えているが応じないため、私設管を移動してくれないのであれば元のバルブで水を止めることも考えているので、私設管を移動しろと強く要望された。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>私設管であるため個人での対応をお願いしました。しかし納得されないので、上司と相談のうえ回答するとお伝えしました。</p>			
【担当部署】	上下水道部工務課			

No. 55	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	私設管について			
【要望等の概要】	<p>【平成30年度No. 54の継続案件】</p> <p>私設管の下にコンクリートを置き、上から重量物を置いて私設管から水が出なくなっても知らない。自分の敷地内にあるものなので何をしても問題はない。畑にしたいのでつるはしで私設管を傷つけて漏水しても自分は責任を持ってないし、修繕代は支払わない。法律には違反していない。何年も待ったのに対応してもらえないのであればすぐに行動する。</p>			
【対応方針等の概要】	<p>私設管であるため個人での対応をお願いし、水道を勝手に止めると法律違反になる旨お伝えしました。しかし納得されないので、上司と相談のうえ回答するとお伝えしました。</p>			
【担当部署】	上下水道部工務課			

要望等記録一覧表（平成30年7月分）

No. 56	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	桑原義隆 生駒市議会議員
【件名】	投票所の増設及び投票率向上の方策について			
【要望等の概要】	投票率の向上のため、投票所の増設及びその他方策の検討を要望された。			
【対応方針等の概要】	投票所の増設については、急激な人口増加等の特段の事情がなければ増設する事は難しいこと、投票率の向上については、引き続き啓発に努めることをお伝えしました。			
【担当部署】	選挙管理委員会事務局			